親・祖父母等（贈与者）から住宅取得等の資金の贈与を受けた場合、非課税限度額まで非課税とする。
（令和６年１月１日～令和８年12月31日までの措置）

## ■ 適用要件

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引下げ）
- 受贈者　：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下、18歳以上）

## ■ 非課税限度額

| 住宅の区分 | 非課税限度額 |
|---|---|
| 一定の耐震性能、省エネ性能<br>又はバリアフリー性能を有する住宅 | １，０００万円 |
| 上記以外の住宅 | ５００万円 |

（注）　1 既存住宅は、①耐震基準に適合していること 又は②昭和57年以降に建築されていること が必要。
2 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は1,500万円（耐震・省エネ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円）。
3 原則として贈与を受けた年の翌年３月15日までに住宅を取得する必要がある。
4 適用件数　令和２年：6.0万件　令和３年：7.0万件　令和４年5.0万件